

ときのまど

# 時の窓

No.207

TOKI NO MADO

2019/1/22

# 要求実現!総研4月以降も医師・看護師を配置!

青年協第2回常任委員会・最高裁交渉



## 新たなレクリエーション募集!

全司法青年協は、2018年11月11日、12日 に第2回常任委員会及び最高裁交渉を実施しま した。

常任委員会では、2018年度の運動方針の 具体化を行い、今年も暮らしむきアンケート、一 人一言要求、異動要求調査等を行うことを確認 しました。また、青年協のレクリエーションとして、 議長杯ボウリング大会を今年も企画することに 加え、新たなレクリエーションを募集し、全国の 青年の提案を次年度の運動方針に活用すること を確認しました。また、新体制発足後のとりくみ について確認・総括をした他、春闘期に向けたと りくみについて意思を統一しました。

12日の最高裁交渉では、青年の要求や職場実態を最高裁当局に直接ぶつけました。

また、常任委員会に先立ち、10月に総研生へのアンケート、11月10日に総研生との意見交換会も実施し、最高裁交渉では総研生の実情と切実な要求も伝えました。

今年もよろしく お願いします!



# 総研・共済診療所廃止後 医師・看護師の配置を決定

共済診療所の総研分室は、2019年3月末で廃止が予定されています。共済診療所は、制限された環境下で研修を受ける総研生にとって、授業終わりなどに気軽に利用できることや、付近に病院が少ない等の理由から、大きな需要があります。全司法も、共済診療所の総研分室廃止に伴い、医師及び看護師の配置を求めてきました。青年協も11月12日の最高裁交渉で医師及び看護師の配置、周辺の医療機関の情報提供並びに受診等のための休暇取得の柔軟な対応を求めました。これまでの全司法及び青年協の要求も踏まえ、最高裁は2019年4月以降も、総研に医師及び看護師を配置することを明らかにしました。もっとも、共済診療所自体は廃止されるため、医薬品の提供等行えなくなるものもあります。総研生及び総研職員の健康管理に支障が出ないよう、注視する必要があります。

# 「医療機関の受診、休養室・ 自室での休養に配慮すべき」

最高裁に対し、「体調不良により午後から体育を休んで病院に行きたい旨申し出たが休暇が認められなかった」との事例を伝え、体調不良時の柔軟な年次休暇の取得を求めました。交渉では、「総合的に考慮して、承認するかどうかを判断している」との回答にとどまりましたが、後日の折衝でさらに追及したところ、「授業に耐え得ることができないほど体調が悪いのであれば、医療機関を受診することや、休養室を利用してもらったり、自室で休んでもらうなど、配慮すべき」との回答を引き出すことができました。体調が悪くても休暇申請の相談をしづらい雰囲気や不適切な"助言"という報告がこれまでも散見されましたが、今後は、登庁後の体調不良でも、医療機関の受診や休養が認められやすくなるものと思われます。

# 常任委員会での討議を経て、各支部の職場実態報告をもとに最高裁を追及しました。

## 切実な異動希望・早期の異動内示を追及

全国には、結婚したが配偶者と同居できない、介護が必要だが介護しながら働ける庁にいけない、出身県外で採用されて以来何年も異動がかなわないという青年が多数います。ワーク・ライフ・バランスの観点からも、切実な異動希望については青年協も強く要求しています。それに対し最高裁も、「職員の意向や結婚、育児・介護といった家庭事情等を個別的確に把握するよう努めており、これらを十分に勘案した上で異動計画を策定している」「今後も、仕事と家庭の両立に向けて、下級裁への指導を徹底していきたい」と回答しています。この回答を足掛かりに職制及び組合経由の両面から要求し、切実な異動要求を実現していきましょう!



# 台風の中、青年が2人庁にてん補?! 不十分なBCPの改善を追及

2018年は全国各地で多くの自然災害が発生しました。 災害時には、地域の司法機関として求められる役割もありますが、何より、利用者や職員の安全確保やその体制整備が大切です。この点、近畿の独立簡裁において、青年が2人庁へのてん補に組まれていたところ、台風直撃が判明しました。管理職の派遣を求めましたが、青年の派遣は見直されず、公共交通機関が止まる中、タクシーで登庁しました。緊急の対応も求められ得る状況にもかかわらず、経験の浅い青年職員を派遣したことを批判するとともに、独立簡裁での台風接近時のBCP(事業継続計画)の早期確立等を求めました。その他、災害時、通勤経路の破断により、通勤経路とは異なる経路で登庁した場合、その交通費が自己負担となっているため、通勤手当の支給についても、柔軟な運用を求めました。



# CE試験の有効受験者総数開示

一部 890 人>-二部 597 人↗



最高裁は、今年のCE試験(CE70)の有効受験者総数が1487人(一部890人、二部597人)であったことを 開示しました。

昨年度から合格者数が増加に転じた一部生は受験者総数が減少した反面、合格者数が増えない二部生は受験者総数が増加しています。一部生と二部生の任官機会の公平性について、最高裁は、「CE試験の入所予定人員は、各年度の定年退職等により補充が必要となる書記官の人数を基に、受験申込者数の動向や前年度までの試験結果等の諸要素を踏まえて決定しているところ一部生と二部生では養成課程の修了時期が異なるため、基にすべき補充必要数の対象年度が異なること、受験申込者数や前年度までの試験結果等の諸要素も年度により変化すること等から、一部生と二部制の入所予定人員の比率は常に一定となるものではないが、諸要素を踏まえ、一部生と二部生の入所予定人員は任官の機会に差が生じないよう適切に設定していると認識している。」と回答しています。

年	2014	2015	2016	2017	2018
(CE)	(66)	(67)	(68)	(69)	(70)
一部	960	983	961	965	890
二部	621	586	562	562	597
合計	1,581	1,569	1,523	1,527	1,487

#### (参考)CE試験有効受験者総数の推移

## より詳細な成績通知を

CE・CA試験の成績通知は、実は青年協が勝ち取ったものです。しかし、合格者数が少ない現在、全てAでも不合格など、この区分だけではどの科目が悪かったのか分からない、不十分という声も上がっています。青年協では、成績通知が学習を続ける上で有用なものとなるよう、より詳細な成績通知を要求しています。

# 総研生対策・意見交換会を実施アンケートには、157人が回答!

## 高圧的な態度・91.2%「現在は改善」

「高圧的である、同じ裁判所職員とは思われていないと感じる、信頼関係はない、積極的に相談したいとは思えない」などという多くの総研生からの声を受け、青年協は2016年に、総研の教官・職員の高圧的な態度の改善を強く求めました。その結果、年々改善が続き、今年は91.2%もの総研生から「現在は改善されている」との回答がありました。また、「現在も改善されていない」と回答した総研生についても、共通する一部の教官・職員についての事例を記載しており、組織としての問題は一定程度改善されたと評価できます。残るは、各下級裁と同様、一部の職員によるパワハラの根絶です。

### 実務研修中の宿舎利用・94.4%知らず



実務研修中の宿舎の利用については、2017年12月に、総研生も実務研修中に宿舎の貸与を受けることが可能との回答を得て

いますが、総研生へのアンケートによると、総研生の94.4%がその説明を受けていない、そのうち、17人もの総研生が「説明があれば、利用又は検討したかった」と回答しました。関係する職員にすら運用の変更を理解できるように説明していないことは大きな問題です。実際に実務研修中、マンスリーマンションの費用として、20万円を超える負担があったとの回答も複数出ています。

追及を受け、最高裁は「きちんと周知がなされるよう、 下級裁に伝えることとする」と回答しています。

青年協でも、前進回答を勝ち取るとともに、勝ち取った 前進回答がきちんと周知され、活用されるよう、努めて いきます。

## 入寮基準緩和・柔軟な対応を追及

入寮基準の緩和について、最高裁は、「通所指定区域内に勤務し、又は居住する者は原則として通所することとした上で、入寮を希望する研修員(養成課程研修生を含む。)については、当該研修員からの申出を受けて、入寮希望理由、当該研修期間中の居室使用状況等を踏まえた上で入寮の可否を判断している。また、その判断に当たっては、通勤時間や健康状態等の個別事情等も考慮しつつ、柔軟な運用に努めているところである。」

と回答しました。それを受け、現実には、入寮を断られ、 片道2時間を掛けて通所している研修生がいるなど、柔 軟な運用がなされているとは感じられないとさらに追及し たところ、加えて、「より柔軟な対応をしてほしいという要望 については承りたい。」と回答しました。

## 衛生環境の悪さ、改善せず

総研の衛生環境の悪さは毎年多くの声が上がっています。洗濯機・乾燥機が長期間故障中、フィルターが目詰まりしている、洗濯機がカビやほこりにまみれている



などといった実情が今年も散見された他、布団のダニで 通院する総研生もおり、衛生環境の改善を追及しました。

## 通所生 文書廃棄できず、自宅で処分…

アンケートや意見交換会を通して、文書廃棄の機会の 不十分さが明らかになりました。とりわけ、**通所生は使 用できるシュレッダーがない**ため、**自宅や原庁に持ち帰って廃棄せざるを得ない**という不適切な実態が判明し、 文書管理という観点からも通所生が使用できるシュレッ ダーを整備するよう追及しました。



最高裁交渉では、上記の問題の他、特別休暇の取得、休暇取得時の十分なフォロー(レジュメの交付等)、研修カリキュラムの過密スケジュールの見直し、研修日誌の趣旨の周知及び委縮させない配慮・工夫、コピー機の無償化、消耗品の支給、J・NETポータルの閲覧環境整備、実務修習の修習地選択、官舎の確保、年休取得可能な自主研究日の早期周知を追及しました。

さらにアンケート結果をまとめた上、最高裁に提出し、 折衝において、通勤手当の全額支給、十分な廃棄機会 の設定、適切な時期の講義案配付、原庁へ送付する書 類の総研による集約、実務研修の充実、パワポやレジュ メの工夫、必要な文具(電卓等)の事前周知などについ ても求めました。

> 総研生のみなさん ご協力ありがとうございました!

★詳細は「Network No.173」「Network No.174」を!★

#### 内示時期を前に…

2月に入れば、異動内示が始まります。早ければ、すでに打診を受けている人もいるかもしれません。 転居を伴う異動がある場合など、心理的・経済的な負担があることと思います。赴任旅費がわずかしか 出ない(全司法や国公労連は改善を求めています!)中、少しでも無用な出費を抑え、出るはずだった 手当が出ないということがないように、手当や官舎などの情報をお伝えします!

分からないことがあれば、事前に人事課(係)やお近くの組合役員にご確認ください。

# 住居(官舎・UR)

### 官舎・入居希望の撤回は原則ダメ!

官舎は、入居希望の有無だけを聞かれます。

※入居希望を聞かれる段階では、入居の可否も(入居しうる官舎が複数ある場合)どの官舎に入れるのかも分かりません。入居の可否が分かるのは3月下旬というところもあります。

※入居希望を提示した場合、原則として、入居辞退 等は認められませんので、ご注意ください。

#### ◆全司法の組合員だけのお得情報◆

UR 都市機構の賃貸住宅を利用できます。

UR 賃貸住宅は、通常でも、<u>礼金、仲介手数料、更新料が無料</u>ですが、全司法と UR との協定締結により、組合員が協定書を利用して契約すると、さらに<u>敷金1か月分と入居からの家賃1か月分も無料</u>になります。 ※利用方法は所属の組合役員にお尋ねください。

# 住宅手当

### 住民票移動など注意を!

家賃月 1.2 万円超の民間住宅を借りた場合に支給されます(上限 2.7 万円)。

家賃 2.3 万円以下の場合:家賃-1.2 万円 家賃 2.3 万円超の場合:(家賃-2.3 万円)×1/2+ 1.1 万円 ※(100 円未満切り捨て)

住民票移動の際、「住民となった年月日」には要注意!(人事院規則→住居手当の支給は、…要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始)

# 赴任旅費

#### 住民票移動は4月1日以降に!

異動に伴う転居がある場合、その距離や一緒に転居 する扶養親族の有無等により支給額が決まります。

住民票の「住民となった年月日」及び旧住居の退去日が異動発令日以降でなければ、原則として赴任旅費は支給されませんので、ご注意ください。

保育園等の事情により発令日以前に転居等する 必要がある場合は、事前に人事課(係)に相談を!

# 通勤手当

通勤距離が片道2km以上で、交通機関や自動車等 を使用する場合に支給されます。

電車等利用者…通常は、6月定期の定期代相当額。

- ※上限 5.5 万円/月
- ※特急料金、新幹線料金は支給要件があり、実際 に利用していても、その料金が支給されるとは限り ません。
- ※最も**経済的かつ合理的**な経路で算定されるので、実際の通勤経路とは違う算定をされることもあります。

自転車、自動車通勤者…距離に応じて通勤手当が 支給されます(2,000円~31,600円)。

※2km 以上でも徒歩は支給なし。

# 単身赴任手当

月3万円+加算額(距離に応じて8,000円~7万円)が支給されます(月 1 回の往復交通費程度)。ただし、異動に伴う転居によりやむを得ず配偶者と別居することになった場合でないと支給されないので、 異動前に配偶者との同居実績がないと支給されません。

※総研入所(入寮)は「異動」ではないので、単身 赴任手当は支給されません。

## ★異動に関する全司法の要求★

- 〇切実な異動要求を早期に実現すること!
- 〇年内に異動内示を終えること!
- 〇入居できる官舎を早期に回答すること!
- ○実態に見合った住宅手当・赴任旅費の支給を!
- 〇新幹線通勤前提の異動を組まないこと!
- 〇新幹線・特急料金の全額支給を!
- ○通勤手当は、高速料金代を含めた実費支給を!
- 〇採用を機に別居、異動希望がかなわず別居状態 からさらに転居を伴う異動をした場合などについて も単身赴任手当の支給を!

など

次号予告 東北青年のつどい 中部地連ロースクール 近畿地連ウインタースクール など